

複数申請時要領

大野城市では、競争入札参加資格の申請について、工事、委託、物品、役務の4つの業種に分け申請を受け付けており、工事と物品、役務など、1業者につき最大で3業種まで登録することができます。なお、申請に関してはそれぞれの業種において申請が必要となりますが、**重複する書類等は下記のとおり共通して1部のみ**の提出で構いません。

申請に関する必要書類及び記載要領等は業種毎の要領を参照してください。

注意事項

- ・ **工事と委託の重複登録はできません。**
- ・ 業種毎に異なる委任支店及びメールアドレスの設定はできません。契約の相手方及び入札等の通知先は1業者につき共通の1箇所となります。
- 不可例) 工事は本社、役務は福岡支店 など
- ・ 下記共通書類は、一番上の申請書類にまとめてください。

共通して1部の提出でよいもの

	提出書類名等	備考
1	確約書	
2	委任状	委任支店を設定する場合必要
3	使用印鑑届	
4	商業登記簿謄本又は身分証明書	
5	ISO等取得証明書の写し	
6	技術者資格一覧表	所在区分1、2の業者が対象
7	技術者資格証明の写し	所在区分1、2の業者が対象
8	災害協定締結状況確認表	
9	社会貢献事業登録状況確認表	
10	事務所・店舗・倉庫等の所在見取図	所在区分1、2、3の業者が対象
11	事務所・店舗・倉庫等の写真	所在区分1、2、3の業者が対象
12	市町村税の滞納がないことの証明書若しくは納税証明書 <u>所在区分により複数の証明書が必要となる場合がありますのでご注意ください。</u>	委任支店がある場合は支店所在地の自治体が発行するもの。
13	消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書	本店所在地の管轄税務署より取得
14	63円の郵便はがき	住所、宛名を記載すること
15	業者登録基本データ送信メールの写し	添付データをまとめて送信している場合
16	売上高チェックシート	下記要領参照

売上高チェックシートについて

このチェックシートは、複数登録を申請する場合において、財務諸表等の決算資料のみでは判断できない業種毎の売上高を確認するためのものです。

業種毎の売上高合計が損益計算書の売上高を超えないように注意してください。